

令和7年度 八街市第3子以降の学校給食費無償化制度について

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減のため、第3子以降の義務教育期間における八街市立小・中学校の学校給食費を無償化します。無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出が必要です。

前年度無償化の適用を受けた場合でも、令和7年度分として改めて申請していただく必要がありますので、対象となる方は以下の案内にそってお手続きをお願いします。

※このお知らせは、八街市立小・中学校における全ての児童・生徒に配布しています。

無償化の対象となる保護者

以下の①から④を全て満たしている保護者が無償化の対象となります。

- ① 子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が八街市立小・中学校で給食の提供を受けている。
- ③ 生計を一にしている。
- ④ 生活保護・就学援助制度等で、学校給食費の全額補助を受けていない。

【無償化対象者の例】

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生(被扶養者)	高校生(被扶養者)	八街市立中学生	八街市立小学生	第3子と第4子
例2	20歳(就労者)	大学生(被扶養者)	八街市立中学生	八街市立中学生	第4子
例3	20歳(被扶養者)	18歳(就労者)	私立中学生	八街市立小学生	第4子
例4	高校生(被扶養者)	私立中学生	八街市立小学生	就学前	第3子
例5	八街市立中学生	八街市立小学生	八街市立小学生		第3子
例6	大学生(被扶養者)	八街市立中学生	私立小学生		対象外

申請方法

① 「八街市第3子以降学校給食費減免申請書」に、記入例を参考に必要事項を記入してください。

② 申請書に記載されたお子さんの内、八街市立小・中学校に在籍している子を除いた全ての子の健康保険証資格情報のわかるものの写し(コピー)を申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。

※健康保険証資格情報のわかるものとは、

- ・マイナポータルログイン後の「健康保険証情報」の写し
- ・保険者より発行される「資格確認証」の写し
- ・従来の健康保険証の写し(令和7年12月1日まで)

マイナポータルからの印刷方法は、記入例にある二次元コードより八街市HPを確認ください。

③ お手持ちの任意の封筒に申請書を入れ、のりづけにより封をし、学校給食センターへ郵送もしくは、持参により提出してください。または、教育委員会学校教育課に持参してください。

封筒表面に第3子以降の対象となる子の学校・学年・氏名、保護者名および「令和7年度 学校給食費減免申請書」と明記してください。(世帯ごとの申請です。添付書類は全てまとめて封筒に入れてください。)

申請書等の郵送

(表)

Diagram of the front of a mail envelope. It shows a dashed box for a stamp labeled '切手貼付' (Postage stamp). To the right of the stamp box is the zip code '289-1113'. Below the zip code is the address '八街市八街へ199-1060'. At the bottom center is the recipient's name '八街市学校給食センター 行' (Yachiymachi School Lunch Center, Branch).

(裏)

Diagram of the back of a mail envelope. It shows a large rectangular area for an address label. The label contains the text '保護者の住所・氏名を記入' (Enter guardian's address and name) at the top, followed by '八街市○○○-○○○-○○○' (Yachiymachi ○○○-○○○-○○○) and a series of circles for a return address.

申請期限

令和7年4月30日(水)まで

申請期限を過ぎた場合は、申請日の属する月の1日の学校給食から適用となり、令和8年3月19日(給食最終予定日)まで受付します。

決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、6月ごろに郵送いたします。

年度途中の申請分は、申請書提出の翌月となります。

年度途中の申請について

当初申請期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を新たに全て満たすこととなった場合、申請書を速やかに学校給食センターへご提出ください。申請が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、ご注意ください。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。

…市外から転入してきた …扶養する子が増えた …生活保護・就学援助を受けられなくなった

○ 申請に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

年度途中に申請内容の変更が生じた場合

交付の決定を受けた後に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに「八街市第3子以降学校給食費減免状況変更届」を学校給食センターへご提出ください。

以下の例にあてはまる場合、減免内容の変更が必要となる可能性があります。

…扶養する子が就労し自立した …扶養している子の人数に変更があった

※ 八街市ホームページに、ご案内のほかQ&Aや申請書などを掲載しておりますので、ご利用ください。

<https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/40/47312.html>

お問い合わせ先

八街市教育部学校給食センター

TEL 043-444-1181